

宿泊税導入に向けた 市町村向け意見交換会

令和7年1月23日

目次

- 1 宿泊事業者・市町村アンケート結果概要
- 2 県の宿泊税導入への考え方
- 3 市町村・DMO等への支援について
- 4 宿泊事業者向けアンケートの実施について

1 宿泊事業者・市町村アンケート結果概要

2 県の宿泊税導入への考え方

3 市町村・DMO等への支援について

4 宿泊事業者向けアンケートの実施について

1 宿泊事業者・市町村アンケート結果概要

宿泊事業者向け説明会の際に実施した**宿泊事業者アンケート**の概要は以下のとおりです。

県が検討する宿泊税について

県が検討する宿泊税の賛否については、「賛成・どちらかと言えば賛成」があわせて42.2%であり、「反対・どちらかと言えば反対」の32.8%を上回りました。

選択肢	回答数	全体分布(%)	
賛成	36	15.5	} 42.2%
どちらかと言えば賛成	62	26.7	
賛成でも反対でもない	58	25.0	} 32.8%
どちらかと言えば反対	37	15.9	
反対	39	16.9	
合計	232	100.0	

<主な理由（アンケート抜粋）>

- 「賛成」「どちらかと言えば賛成」
 - ・観光宿泊業の持続可能な発展・事業の継続には財源確保が必要だと感じた、財源がないと他の観光地から遅れをとってしまう。
 - ・県観光の活性化や宿泊客の増加が期待できる、よりよい観光地を整備できる。
 - ・人手不足の対応や人材育成、設備投資等に活用や、インバウンドの周遊・滞在の促進をお願いしたい、インバウンド集客は市町村レベルでは限界があり面としてプロモーションが必要。
- 賛成でも反対でもない
 - ・宿泊税の活用方法についてもっと会話が必要。地元の方の声、宿泊施設の声聞いてほしい。
 - ・必要性は理解するが、用途や税制度の詳細次第。
- 「反対」「どちらかと言えば反対」
 - ・一律定額150円は低価格帯の施設には負担大、高額施設と同じ税率は不公平。
 - ・現時点では宿泊税の用途が不透明、今後の観光振興に関するビジョンや構想がなく妥当性に欠ける。
 - ・市町村によってニーズが異なり、県ではなく市町村ごとに判断すべき。

1 宿泊事業者・市町村アンケート結果概要

市町村向け説明会を受けて実施した市町村アンケートの概要は以下のとおりです。

県が検討する宿泊税について

県が検討する宿泊税の賛否については、「賛成・どちらかと言えば賛成」が合わせて50%であり、「反対・どちらかと言えば反対」の9.3%を上回りました。

選択肢	回答数	全体分布(%)	
賛成	8	14.8	} 50.0%
どちらかと言えば賛成	19	35.2	
賛成でも反対でもない	22	40.7	} 9.3%
どちらかと言えば反対	5	9.3	
反対	0	0.0	
合計	54	100.0	

<主な理由（アンケート抜粋）>

- 「賛成」「どちらかと言えば賛成」
 - ・千葉県は、立地的、資源的に考えると観光業の経済規模を発展させることができることから、安定した財源を確保し、持続的に観光施策を実施していくべきだと考えるため。
 - ・観光振興の取組に係る財源が確保できるため。
- 賛成でも反対でもない
 - ・宿泊事業者など観光関連事業者の十分な理解を得ることが重要。
 - ・宿泊施設が少なく、賛成・反対の判断が難しい。
- 「どちらかと言えば反対」
 - ・修学旅行生を課税免除とし、独自課税を行う自治体については、県の税率への上乗せではなく、福岡方式を導入するべきである。
 - ・宿泊事業者の中には、宿泊税導入に伴う隣県との価格競争の低下を懸念する声がある。

- 1 宿泊事業者・市町村アンケート結果概要
- 2 県の宿泊税導入への考え方**
- 3 市町村・DMO等への支援について
- 4 宿泊事業者向けアンケートの実施について

2 県の宿泊税導入への考え方（総論）

県の宿泊税の制度設計の考え方について整理しました。

制度設計の総論

- ・本県は半島という地勢上の特殊性もある中で、10年、20年先の将来を見据え、宿泊税を県税として導入して**新たな観光振興施策を実施し、県内の各観光地の魅力を向上させて、国内外の旅行者に選ばれるような目的地とすることにより、地域の雇用と消費を生み出すことを目指します。**
- ・そのため、本県の検討案では、県が広域で一元的に宿泊税を導入することとしつつ、**県内各地域の様々な事情にも配慮**した制度設計としました。
- ・また、税の徴収を担っていただく**宿泊事業者に配慮し、簡素で分かりやすい制度設計**としています。



用途

- ・県税であることを鑑み、広域自治体であるスケールメリットを活かした、**県全域の魅力を高める施策**を実施し、観光・宿泊事業者、独自課税を行う市町村も含めた市町村・DMO等への支援を行います。

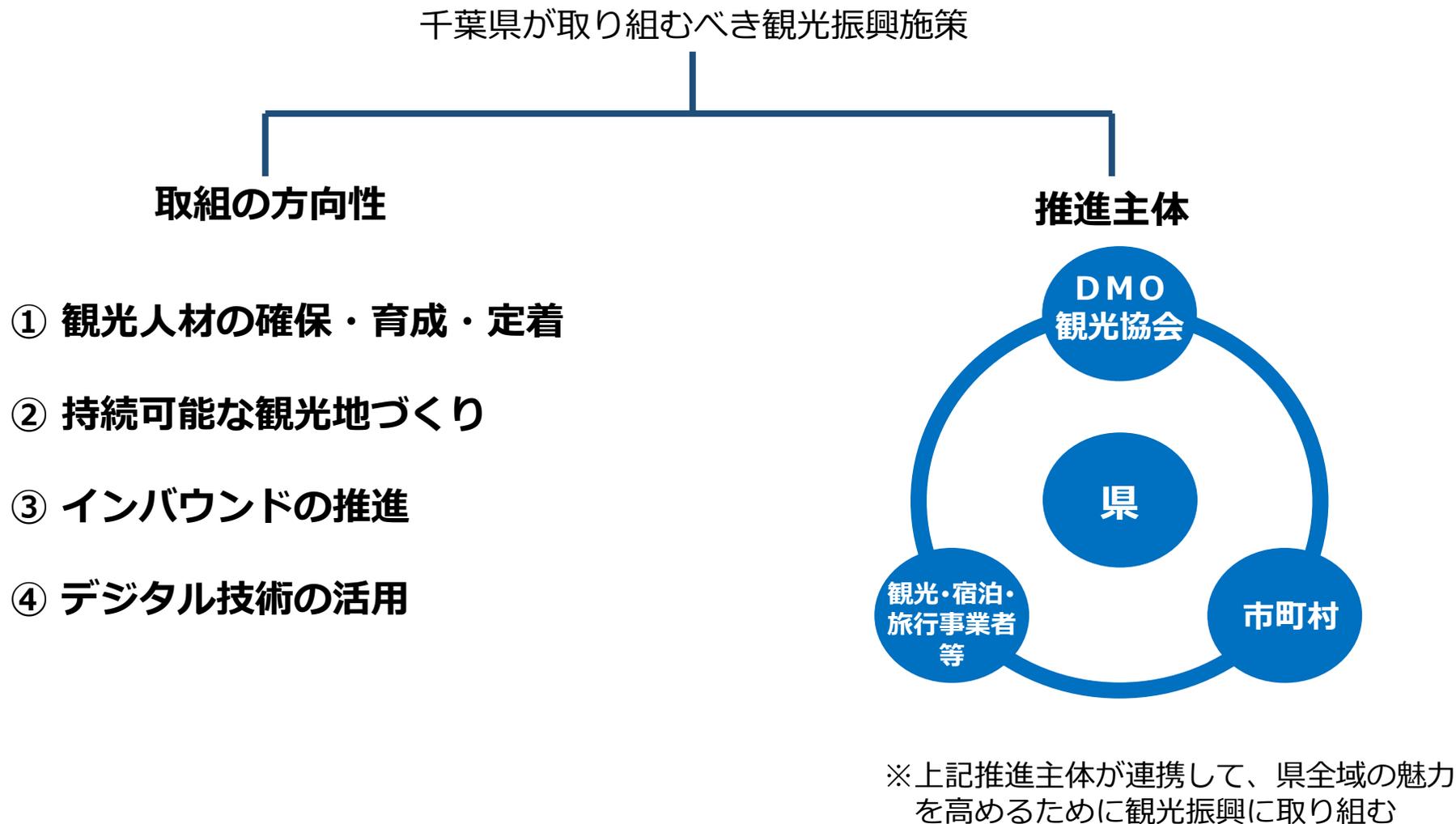
税制度設計

- ・税率は、①今後取り組むべき観光振興施策に必要な事業規模（約45億円）と②宿泊事業者の事務負担を勘案して一律150円としました。
⇒この税率は、低廉な価格帯の宿泊施設の事業者、宿泊者に配慮するとともに、必要に応じて市町村が独自課税を検討できるよう、先行団体や現在検討中の団体よりも低額としています。
- ・また、宿泊税を活用して実施する観光振興施策の効果は、広く宿泊者に還元されるものであることから、**免税点は設定せず、修学旅行生も課税免除しないこと**としていますが、一方で**県内教育旅行への支援策について検討**してまいります。

2 県の宿泊税導入への考え方（各論①）

県が取り組むべき観光振興施策の取組の方向性と推進主体について整理しました。

【千葉県が取り組むべき観光振興施策の取組の方向性と推進主体】



2 県の宿泊税導入への考え方（各論②）

県が取り組む必要があると考えられる観光振興施策を整理しました。
県の観光振興施策の方向性と合致する市町村・DMO等の取組については、宿泊税財源のうち一定割合（約25%）を、市町村・DMO等が主体となって行う事業の支援に活用できる形を想定しています。

千葉県が取り組むべき観光振興施策と事業規模

約45億円

取組の方向性

約32.5億円

① 観光人材の確保・育成・定着 約11億円

- ・観光地経営人材の支援等
- ・観光産業人材の支援等
- ・実務人材の確保等



③ インバウンドの推進 約4億円

- ・効果的かつ効率的なプロモーションの展開
- ・受入環境の充実
- ・県内周遊の促進及び旅行消費額の増加



② 持続可能な観光地づくり 約14億円

- ・観光客のニーズの把握と地域の多様な資源の磨き上げ
- ・観光資源の有効活用等
- ・二次交通等
- ・宿泊・滞在を延ばす取組



④ デジタル技術の活用 約3.5億円

- ・観光客のニーズに合った情報提供等
- ・経営効率化のための活用
- ・ビッグデータ等の活用による観光地経営の効率化等
- ・デジタル人材の確保・育成



市町村・DMO等への支援 約11億円



市町村が行う地域ならではの取組の推進

- ・取組の方向性に合致する市町村が行う地域ならではの取組の支援

DMOの設立支援、DMOが行う地域ならではの取組の推進

- ・取組を推進していくための観光地域づくり法人(DMO)の設立等の支援
- ・取組の方向性に合致するDMOが行う地域ならではの取組の支援

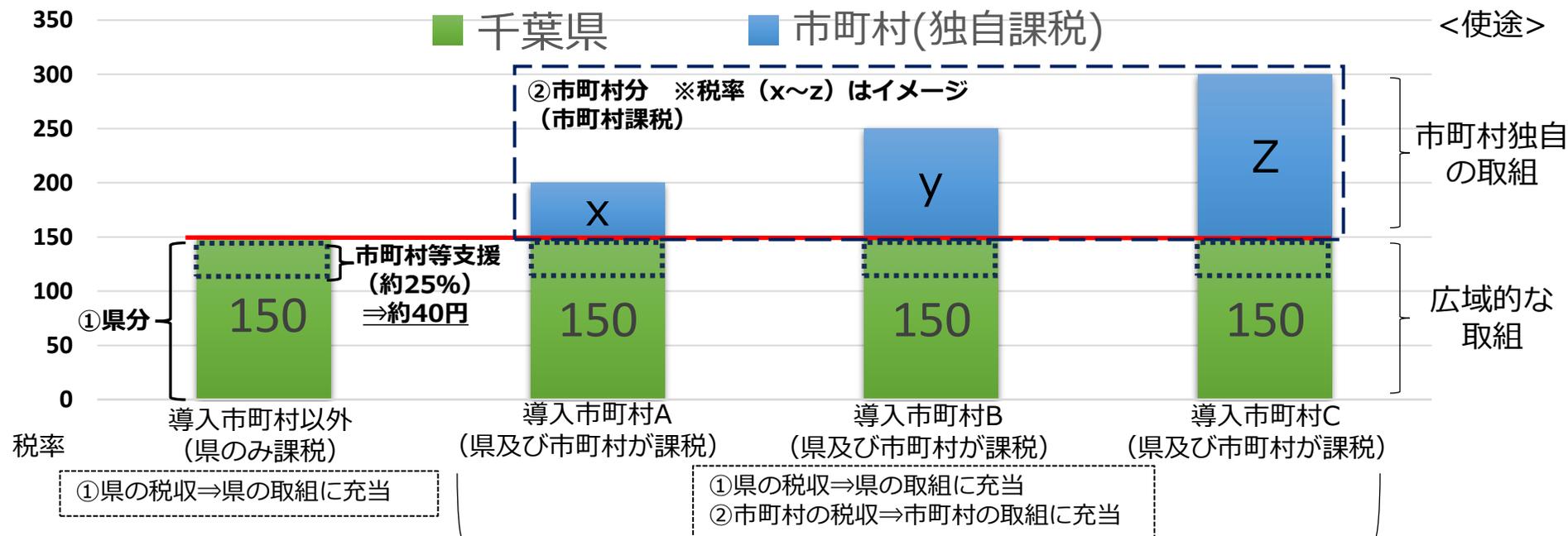
宿泊税事務の適正な運営 約1.5億円

2 県の宿泊税導入への考え方（各論③）

独自に宿泊税の導入を検討する市町村との調整における県の考え方について整理しました。

- ・ 県内でも複数の自治体が独自に宿泊税の導入を検討している状況です。
- ・ 宿泊税を活用して県が取り組もうとする観光振興施策の事業規模は約45億円であることから、県の税率は県内一律で150円とし、県内で独自に宿泊税を導入しようとする市町村は、県分の一律150円に市町村分を上乗せできることとしています。

【県と市町村における賦課徴収のイメージ図】



- ・ 県としては、税を納めていただく宿泊者へ配慮し、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮し、独自に宿泊税の導入を検討する市町村とは、導入時期や賦課徴収の主体（賦課徴収を県と市町村のどちらが行うか）等について、調整を図ります。

- 1 宿泊事業者・市町村アンケート結果概要
- 2 県の宿泊税導入への考え方
- 3 市町村・DMO等への支援について**
- 4 宿泊事業者向けアンケートの実施について

3 市町村・DMO等への支援について①

宿泊税を活用して県全体の魅力の向上を目指すにあたり、**県と市町村・DMO等の役割分担及び取組の方向性**について整理しました。

【県と市町村・DMO等の役割分担及び取組の方向性】

県

県全体の観光振興の促進

- ・ 各地域の事情に配慮し、**県内市町村・DMO等を支援**
- ・ 広域的な観点でスケールメリットを活かした取組を実施し、**観光・宿泊事業者を支援**するとともに、県内の観光地の全体的な底上げを図る

<取組の方向性>

- ・ 観光人材の確保・育成・定着
- ・ 県内全域・広域的な観光地域づくり
〔インバウンドの推進やデジタル技術の活用を含む〕



市町村・DMO等

地域のブランディングの確立

マーケティングに基づき、戦略的な地域づくり、プロモーションを実施し、地域ブランディングを行っていく
⇒**交流人口増加**や**民間投資の呼び込み**へ

<取組の方向性>

- ・ 戦略的な施策を行うための体制づくり
- ・ 地域のマーケティング
- ・ 地域の賑わいづくり (ソフト)
- ・ 良好な景観の形成 (ハード)

地域連携による周遊の促進

近隣の周遊も楽しめる地域となり、**広域としての認知度を国内外で高める**
⇒**宿泊等による滞在時間の向上**を図る

<取組の方向性>

- ・ 近隣地域の周遊ルート企画造成
- ・ 地域連携による誘客のプロモーション

3 市町村・DMO等への支援について②

宿泊税は県全体で観光振興を図るために新たに導入する目的税であることから、県の宿泊税を市町村が活用するには以下の基本的な要件を全て満たすことが必要です。

また、DMO等への支援については以下のとおり整理しました。

活用にあたっての考え方

基本的な要件	 活用が認められない事例*
①導入以降新たに行う事業であること	<ul style="list-style-type: none">・ 一般財源の置き換え (例 職員の人件費への充当)・ 既存事業の拡充事業であり、拡充部分に新規性がない場合 (例 地元の祭りの単純な規模の拡大) ※拡充部分に新規性がある場合は、拡充部分に活用可能
②県全体の観光振興に資する事業であること	<ul style="list-style-type: none">・ 旅行者の増加等により各市町村で発生する財政的な負担への充当 (例 オーバーツーリズムによるごみ処理や救急医療への対応)
③他に充当可能な財源が見込まれないこと	<ul style="list-style-type: none">・ 財源の例：地方債、国・県補助金、基金、その他特定財源 等

*県の宿泊税の活用が認められない事例については、各市町村で独自に宿泊税の上乗せを行い、その財源で実施することが考えられる。

DMO等への支援の考え方

- ・ **地域DMOや市町村観光協会**については、**市町村を通じて支援**を行う。
(税込の約25%を活用した各市町村への交付金により、各市町村から支援が行われることを想定)
- ・ **地域連携DMO**については、市町村への支援とは別に**県が直接補助金等により支援**することを検討する。

3 市町村・DMO等への支援について③

市町村アンケートの市町村への支援方法に関する概要は以下のとおりです。

1 市町村への支援方法

- ・アンケートの記載を分析すると、53.7%が交付金、25.9%が補助金を希望していた。

<主な理由（アンケート抜粋）>

- ・宿泊者数や観光客数に応じた交付金を希望する。
- ・首都圏の日帰り観光客が多いことから、観光客数へも十分な配慮をいただいた交付金形式。
- ・観光振興・誘客に鋭意努力し、積極的に事業実施している市町村やDMOに補助金として、重点的に配分される支援方法。

2 最低金額の設定

- ・交付金とした場合の最低金額の設定については、44.4%が希望する、55.6%が希望しない、であった。
- ・金額については、希望するを選択した市町村のうち、45.8%が50万円を希望していた。

3 活用したい事業

<アンケート結果>

選択肢	回答数	全体分布(%)
事業がある	11	20.4
事業がない	7	13.0
未定	36	66.7
合計	54	100.0

<事業内容（アンケート抜粋）>

- ・DMOによる事業運営費
- ・観光まちづくり法人（DMO）の設立、観光まちづくりのための人材確保
- ・インバウンドの推進（受入環境整備）
- ・エリアブランディングに係るエリアビジョン策定支援事業

3 市町村・DMO等への支援について④

市町村の支援方法について、アンケートを踏まえて整理を行いました。

【市町村への支援方法の案】

宿泊者数と旅行者数に応じて交付する交付金

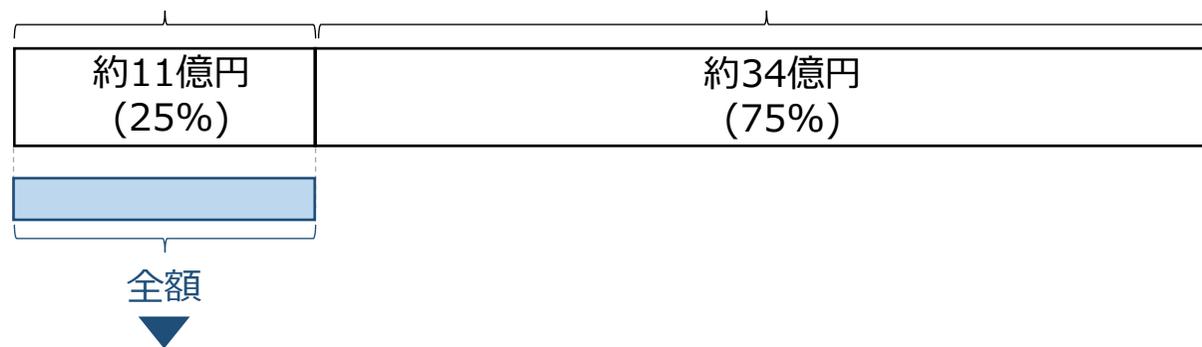
- ・ 交付金として配分する金額のうち、80%は宿泊者数、残りの20%は旅行者数に応じた配分とする。
- ・ 交付金の最低金額は設定しないこととする。

⇒各市町村は、交付金を観光振興施策に活用する安定財源として見込むことができる
(市町村への交付金試算額については、参考資料3を参照)

※この試算は市町村に対して大まかな規模感を提示するものであり、必ずしもこの金額が交付されるものではありません

【交付のイメージ】

市町村・DMO等への支援 観光・宿泊事業者への支援、県事業等



宿泊者数と旅行者数に応じて交付

3 市町村・DMO等への支援について⑤

交付金の事務フローのイメージについて整理しました。

【交付金の事務フローのイメージ】

- 【県】 ①内示額の決定 — [・ 県は前年度の実績に応じて内示額を決定する
- 【県→市町村】 ②内示額の通知
- 【市町村→県】 ③交付申請 — [・ 市町村は事業計画を作成し、県に申請する
- 【県→市町村】 ④交付決定 — [・ 県は以下の審査を行う
観光振興目的といえるか
既存事業の単なる財源の振り替えとなっていないか 等
- 【市町村→県】 ⑤実績報告・
額の確定

- 1 宿泊事業者・市町村アンケート結果概要
- 2 県の宿泊税導入への考え方
- 3 市町村・DMO等への支援について
- 4 宿泊事業者向けアンケートの実施について**

市町村・宿泊事業者向け説明会やアンケート結果を踏まえ、宿泊税制度設計や会計システムの改修支援の参考とすることを目的として、宿泊事業者に対してアンケートを実施します。

市町村や地域DMO、観光協会の皆様には関係者への周知について御協力をお願いいたします。

1 概要

- ・ 受付期間

令和7年1月30日（木）～令和7年2月20日（木）

※郵送や説明会参加者へのメール送付等により周知するとともに県のウェブサイトに掲載

- ・ 対象者

県内の宿泊事業者（旅館、ホテル、簡易宿所、民泊、特区民泊）

- ・ 実施方法

「ちば電子申請サービス」によるWebアンケート

2 アンケート項目

- ・ 宿泊施設の属性、実態について
- ・ 修学旅行生への対応について
- ・ キャッシュレス決済の状況について
- ・ 会計システムの改修について